

## 近世後期の香具師集団

——秩父商業組合（埼玉県秩父市）所蔵文書から——

八木橋伸浩

### 一、はじめに（秩父商業組合所蔵文書について）

本資料は、埼玉県秩父市に現在も本拠を構える露店商集団「秩父商業組合」に伝えられる文書である。

文化一年（一八一四）の「商人々別控」を最古とし、総数約二百点。この内の一六点が近世後期の資料に該当するものと考えられる。旧来は帳元（親分）と呼ばれた者が代々保管してきたが、現在は管理上の必要性もあって、秩父市立図書館へ一括委託保管されている。

今回ここに紹介する一七点の資料の性格は、おおむね次のようなものである。当時の香具師の概念規定ともいえる業務内容を記した「十三香具之沙汰」といういわば由緒書の類い。<sup>(1)</sup>さらに「掲」書等の内容を通じて、秩父郡内独自の業務内容（商品目）の変遷や農間余業との関わりを窺い知れるほか、同郡内における当時の香具師集団（当該組合文書においては、正確には「香具十三仲間」「香具商人仲間」「香具并其他小商人仲間」「香具仲間」などと

記されている)の組織的支配構造の推移・組織規約(掟)、見世割りの実態、郡内所々の絹市との関連等、当時の秩父郡における露店商いの様子を様々な角度から伝えている。

報告者は既に、僅かな機会ながら、以上のような性格をもつた資料の紹介および内容の分析を行なってきた。しかし、いずれの機会においても、近世後期の文書全体を掲載する余裕に恵まれなかつた。そこで、ここに資料報告の形で掲載し、主として拙稿「秩父郡における近世後期の香具師集団」<sup>(3)</sup>の補完的資料とした<sup>(14)</sup>。

なお、近世後期に該当する資料は、年末詳のもも含めて一六点と考えられるが、組織構造の推移等を見ていくうえでは欠かせないと判断から、本報告では明治初年の資料も一点加えてある。

また、最後に「補」として掲載した資料は、国立国会図書館所蔵の旧幕府引継書のなかにある「雑件録」の内に含まれるものである。当資料との直接の因果関係はないが、近世期の江戸の香具師文書に関する報告・分析を行なつた和田論文・吉永論文<sup>(5)</sup>を補足するものであり、まだ活字化されていない資料である。本報告における地域的な枠からは逸脱するが、ここに掲載して今後の利用の便に供することとしたい。

## 二、表記上の凡例

1、原則として原文を尊重し、できるだけ原文に近い形での表記に努めたが、明瞭な誤字は註せず訂正したところもある。また、人名については一部省略した箇所もある。

2、判読し得ない字体、虫喰箇所として不明の字体は□でこれを示した。またその際、推定される字体がある場合には、□の右側に(カ)としてこれをえたものもある。

- 3、「候」についてはすべてをこの表記として統一した。
- 4、丁移り、改行は特別に註していない。
- 5、文字の大小による書き分けは、必ずしも原文の体裁によらない。
- 6、句読点は特に付していない。

秩父商榮組合所蔵文書目録（但し、本資料報告収録分のみ）

I	H	G	F	E	D	C	B	A	表題	作成年代	(差出人) （作成人）・受取人	形態・数量
一札之事	詫一札之事	為取替申一札之事	乍恐以書付奉申上候	一札之事	差上申一札之事	議定書之事	捷	商人々別控(覚・商人仲間 捷之事・その他を含む)	文化二・三・三・一	大宮町世話人・		
天保四・三	天保四・三	文政二・三	文政一〇・三	文政九・正・二・一	文政六・五・七	文政五・正		文化二・三・三・一	行事・			
下吉田村帳元久米藏他・野上村世話人又右衛門殿他	当人岩太郎他・喜兵衛殿他	久米藏殿他	般若村帳元惣吉他・下吉田村帳元	秩父御領分大宮郷名主小伝次組下 丑之助他・名主小伝次殿他	大宮郷證人嘉兵衛他・同郷庄右衛門他 ・御奉行所 門殿他	野上世話人藤七他・		大宮町世話人・				
状 一	状 一	状 一	状 一	状 一	状 一	状 一	状 一	冊 一				
29 × 116	28.5 × 40	28 × 105	28.1 × 110	28.2 × 36.8	32 × 175	25 × 127	29 × 102	29.5 × 20.5 × 3.5			寸法 cm	

香具師共人別取締方之儀二付 奉伺候書付	表題	作成年代	「補」「旧幕府引継書」（国立国会図書館所蔵）より
卯月（慶応三） (駒井相模守 (南町奉行) (井上信濃守 (北町奉行)	(作成人) ・受取人		
「雜件録」(冊)に所収	備考		

Q	P	O	N	M	L	K	J
乍恐以書付奉申上候	議定書一札之事	乍恐口上書以奉申上候	乍恐申御詫一札之事	差出申御詫一札之事	郡中諸商人議定之事	差出申一札之事	乍恐以書付奉申願候
(当村商人共不行届二付 願書)	(當村商人共不行届二付 願書)	(當村商人共不行届二付 願書)	(當村商人共不行届二付 願書)	(當村商人共不行届二付 願書)	(當村商人共不行届二付 願書)	(當村商人共不行届二付 願書)	(當村商人共不行届二付 願書)
戊・三・一三	年未詳	明治七・四	慶應二・三	文久元・三	安政三・三	嘉永七・一一	嘉永七・四
御奉行所様	武州秩父郡大宮鄉百姓宗吉他	世話人八幡山栄十郎他	皆野村境屋政次郎他・荒物屋藤八 様他	右村々小帳持被頼野卷村波三郎・ 大宮鄉御帳本様御會所	下日野沢村一札人太四郎他・大宮 鄉御帳元様御世話人衆中様	大宮鄉商人寄場世話人代吉他・ 大宮鄉寅吉殿他	大宮鄉茂十郎他・御代官所
一	一	一	一	一	一	一	一
25 X 34.5	28.5 X 123	27.5 X 74.5	27.5 X 69.5	33 X 47.5	30 X 334	29 X 51	24 X 103

A 商人々別控 (表紙)

覺

享保年中改

拾三香具之沙汰

一 居合抜 曲鞠 咽廻シ

右之三組者愛敬芸術賣薬商人与申候

一 視 輕業 見世物

右之三組者御香具与看板を出し置 薬歯磨を賣故愛敬見世物賣薬商人与申候

一 懐中掛香具

是ハ江戸表杯御屋舗様方江出入香具賣薬商人与申候

一 諸國妙薬取次所

是ハ久宝散萬金丹反魂丹う以ろう歯磨楊枝を取合賣商人を申候

一 大勢引連江戸京大坂田舎在々賣通

是者諸國賣薬弘メ商人与申候

一 辻療治賣薬 青薬賣

是者外療口中療治按摩道引をする故辻醫者与申候

一 蜜柑 梨子 莓子 砂糖漬賣

右蜜柑者風を発散故梨子者痰咳を治療故香具仲間賣薬商人与申候  
一小間物賣

是者紅白粉を賣故紅者口中の称つを去り白粉ハ面砲之薬故香具仲間賣藥商人与申候

一 江戸ニ而外屋京ニ而吉久大坂にて明珠与申候火打火口賣

是者先年越前国与利出候蓬火口を賣故旅人道中にて脚氣そ古まめ其外惣して足痛ミ候節 右之艾火口を以病苦を述る々故香具仲間賣藥商人与申候

右香具拾三仲間之儀者享保式拾年卯十一月ニ相究候有増如是ニ御座候

右之趣連中一同能々可被相心得候

## 附

商人仲間掟之事

- 一 御公儀様御法度之儀者不及申賣藥種賣買致問鋪事
- 一 諸國御城下者不及申田舎在々市場榮り候所ニ至ル迄御武家様方江處外ヶ間敷儀急度相慎可申事
- 一 諸国与リ參候香具同賣買之輩た里与も押賣押買候者ハ商賣を取上其者之生國親兄弟を糺シ早速ニ国元江追返シ可申候事
- 一 市場法會之祭禮開帳榮り候所參候砌宿元又者商同場所ニおいて喧嘩口論急度相慎可申候萬一難義成義候者ハ朋友不残寄合相談可致候事
- 一 惣而榮り場所江商賣ニ參候砌ニ者連中之老若無隔人数着致いたし連立帰宿可致事
- 一 連中病氣之砌者其寄々之朋友折々見舞可申候若病人無人之者御座候ハハ連中替々見舞介抱可致候縱他所与利参り候朋友た里とも病氣之節者寄合宿元にて介抱可致事
- 一 右之通各々堅被相心得毎年三月會合之日限無相違掛錢持參可致候會日無據用事出来仕不參之者ハ其寄々近所連中

江掛錢相頼可為持參候以上

文化十一申戌年

三月十三日改

〔※名簿連名の部分〕

(名前は省略)

惣仲間

宇根	山田木戸原	板谷	三澤	黒谷	宮崎	下郷	宮地	上町	仲町	本町	宮川番場	大宮下平	二七名
二六名	一八名	二一名	四七名	一六名	四一名	二三名	三〇名	一八名	二九名	二六名	三九名	二七名	

根古屋

森

上田野

白久

浦山

下蒔田

下寺尾

上寺尾

久那

田村

磐巢

大滝

芦ヶ窪

日野

小鹿野

小鹿野 皆野 大滝

人別之外者其最寄にて毎年三月會合いたし候依之商人忽仲間人別左ニ記置申候

八名

六四名

一九名

一五名

一七名

二三名

文化十一年申戌年

三月改

小鹿野

井上

上吉田

合角(含吉田)

三山

上飯田

川原澤

藤澤

栗尾

上□

下□

藥師堂

小森

坂

町

一九名 一名 二三名 五名 一名 七名 四名 一名 二名 八名 三名 三名 六名

行事

小鹿野世話人

五名

皆野村

五名

・小柱村

九名

・蒔田村

一〇名

・堀切品澤

二一名

・伊古田村

九名

・大渕村

九名

・金寄村

七名

・日野澤村

三〇名

・下田野（含三澤）

二五名

・太田

二名

皆野村世話人

大滝村

二名

大滝村世話人

大滝

大滝

大滝

六名

八名

一名

・宮澤

一四名

・小坂

六名

・井戸

五名

會合改覚

一十三番具仲間之儀者享保廿乙卯年以來會合致來候處四拾ヶ年餘□者世話人無之□然者中斷いたし候後者市町祭禮法會之場所見世割之無差別不埒ニ付天明七丁未年与利相改毎年三月十三日會合いたし賣買之上不埒無之様申合候

文化十一年申戌年改

大宮町

世話人

天明七丁未年

□屋□右衛門

同表具屋市太郎

同牛之助

同□場庄右衛門

同荒物屋寅吉

文化八辛寅年

般若

□ 上 □ 和田 小前 久那村 田村 □ 品澤 吉田町 長留村 和泉田 下吉田藤六 小鹿野下町 高田 三嶌 奈倉 太田村 松井田 □

二名 二名 二名 五名 四名 八名 二名 九名 一四名 一六名 八名 五名 三名 五名 二三名 二一名 一九名 二七名

・大塩野

般若村世話人

三名

井戸

二二名  
一一名

藤谷渕

二七名  
一七名

野上（含中野上）

三六名  
三六名

宮澤村

皆野

## B 捷

一商人仲間會合之義者元來相互ニ不埒無之様近年市場榮り場見世前之義不埒我儘を以見世割いたし候義可為無用事  
一村々ニ於いて祭禮操芝居之場所江商ニ參候者ハ其所之行事世話人江立渡り指図を請尚又仲間相談を以見世割可致  
事

一榮場ニおるて此方与利何事ニ付茂難波六ヶ敷義申懸堅ク可相嗜候勿論向ゞ難波申候者有之候者ハかさつニ挨拶不  
致仲間相談を以相答可申候畢竟平均ニいたし商渡世之義ニ□□者各々可相嗜候事

一商人仲間ニ而指滞難打置義有之候共其席相堪會合之節相談可致候事

一祭禮法會之場所其他市町榮場見世割之儀仲間之捷ニ洩我儘いたし候者ハ仲間相除キ可申候事  
一仲間を相はづれ其最寄にて商渡世いたし候共見掠申間舗夫相應ニ取持可申候事

右之通り相互ニ心附萬事ニ付不埒無之様各々可申合候萬一不時之義指滯出来候共私之取斗致間舗會合之節ニ相談可致候以上

文化十二乙亥年

三月十三日

行事

C 議定書之事

一近年所々市町之儀甚以猥ニ相成候ニ付御當山見世場此度相改たとへ口論等御座候共右定見世之もの相残仲間一同相談之上相済可申答右議定之通り相違無御座候此趣急度相守可申事仍而議促如件

文政五年

午正月

野上

世話人

藤七

同

又右衛門

皆野

大宮

忠藏

嘉兵衛

同

印

げん□	同	北向	東向	同元	二枚目	井戸之前	同	同	同	同	同	藏之前	茶屋	当所
儀左衛門	弥助	伊助	峯助	丈吉	嘉兵衛	利八	喜兵衛	勘助	小兵衛	丑之助	藤七	愛右衛門	又右衛門	丑之助
④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	惣太郎
町四郎														

一私共儀農業之間小間物商仕候處近年諸國商人多入込市場等蠶合自然不取締相成候間武藏相模兩國之儀者私共仲間二限他國商人入込不申様仕度依之御鑑札致丁戴為冥加老人ニ付銀貳匁宛年々上納仕度段奉願上候處追々御吟味ニ

D 差上申一札之事

同	同	同	茶屋前	出口
馬之助	久兵衛	藤太郎		市太郎
喜兵衛	馬之助	馬之助		
吉	榮			
庄右衛門				
新九郎	門下二段め	門二段め	門向外	門之内
辰五郎	又左衛門	門之右	門之向	門之下
仙之助	半兵衛			

三

付私共仲間捷書入御讀候處厚御理解之趣今般奉承伏候ニ付御吟味下ケ之儀奉願上候處願之通御聞濟被成下尤捷書之儀茂御取用可被遊筋ニ無之間併兼而仲間申合置候上者渡世筋之儀重立候者厚致世話相互ニ猥成義無之様可致旨被仰渡難有承知奉畏候旦願書并捷書共御下ヶ被成下奉請取候仍御請證文差上申処如件

中村八太夫當分御預所

武州都筑郡新舟(舟)村

百姓 庄右衛門

中村八太夫御代官所

武州橘樹郡上□□村

弥兵衛

中村八太夫御代官所

武州多摩郡中野島村

古次右衛門

御奉行所

前書被仰渡之趣私共儀茂罷出一同承知仕依之奧書印形差上申候処如件

中村八太夫當分御預所

武州都筑郡新舟(舟)村

名主 四郎兵衛

右取口人

名主代 幸四郎

江戸宿

西久保新下谷町

上州屋源助

前書之趣遠山左衛門尉様於御奉行所ニ被  
仰渡候ニ付為請證仲間一統承知印形致置候仍如件

中村八太夫當分御預所

武州都筑郡新舟村

百姓

頼人

庄右衛門

中村八太夫御代官所

武州橘樹郡上□□村

同

弥兵衛

中村八太夫御代官所

武州多摩郡中野島村

同

古次右衛門

## E 一札之事

先達而貴殿方与里諸所江被相渡候商人仲間手鑑札不残取集  
候段承知仕候然ル処我等店右札壹枚請取候間同人儀去霜月中欠落仕當時行惠相知不カ被申候間此已後行所相知次第右之  
趣申聞早速為相返可申候依之我等与里一札差出申候仍而如件

文政九丙戌年正月廿老日

大宮郷□□

嘉 兵 衛 ㊞

證人

庄 兵 衛 ㊞

同郷  
庄右衛門殿  
源 七殿  
寅 吉殿

## F 乍恐以書付奉申上候

一秩父郡村々ニ香具并其外小商人仲間當時凡千式百人余御座候而當郷并皆野村野上村小鹿野村般若村右五ヶ村ニ帳元与申世話人有之古來より毎年三月中戎講与唱へ定日有之右帳元方へ最寄之村々より仲間之者共出會之上第一 御上様御法度之筋急度相守可申事旦又詣所市場并祭禮法會開帳場等江龍越賣買之節不埒之儀仕間敷旨品々申渡候儀古來より仕來り申候當郷ニ而者私共儀右帳元世話人ニ付御領分村々より五百人程御他領より茂式百式百拾七人程都合六百九

拾四人余之仲間之者毎年定日三月十三日私共之内何れにか會合仕右之通り品々申談仕候尤不參之者も御座候得共他大勢集り候儀ニ付御糾明ニ相成候節右之趣御届ケ可奉申上之處不心付罷在候今更奉恐入候依之此度右之段御届奉申上候此段被仰上何卒以来毎年是迄之通り會合仕候儀御聞済被下置候ハハ一同難有仕合ニ奉存候已上

文政十亥三月

秩父御領分大宮郷

名主小傳次組下 丑之助

同惣左衛門組下 寅吉

同源四郎組下 源七

妙見社領

庄右衛門

名主 小伝次殿

宗左衛門殿

同 源四郎殿

社領組頭 与兵衛殿

同 与兵衛殿

社領組頭

前書之通り御届奉申上候ニ付奥印仕取次差上申候已上

社領組頭

名主

同 同

与兵衛 源四郎 宗左衛門 小傳次

## G 為取替申一札之事

一先前より香具商人仲間之儀者郡中帳元五ヶ所ニ相定仕来候處今般左之御世話人衆中立入被下貴殿村方之儀市場ニ御座候間新規帳元相定度旨分帳致吳候様申ニ付任其意我等帳元之場所上大田村久長村貴殿村方共都合三ヶ村分帳致遣申候尤貴殿村内字小坂下桜井之儀者是迄之通我等方帳面ニ加ヘ置尤半根子松五郎殿帳下之内字井上布里橋倉古來帳面之分前々通我等方江加入致置候新人之儀者貴殿方ニ而加入致候筈然ル上者右分村之内より何様申來候とも決而新加入致申間鋪候右之趣取極候上者相互ニ心付何事も相談之上取斗可申候依之為念為取替置申候仍而如件

文政十二丑年三月

				般若村帳元			
				下小鹿野村帳元			
				世話人			
			同	吉兵衛			
			同	幸兵衛			
			同	七兵衛			
			同	六兵衛			
			同	岡右衛門			
			同	芝岡立会			
			同	上小鹿野村立会			
			同	野上村世話人			
			同	野上村世話人			
			同	帳元			
			同	藤			
			同	源			
			同	又右衛門			
			同	七			
嘉	兵	衛					
同	同	同					
大宮鄉	世話人						

同 同帳元 寅 吉  
同 同帳元後見 丑之助

下吉田村帳元

久米藏殿  
同後見 久兵衛殿

### H 詫一札之事

一拙者儀當三月廿三日 貴殿御世話内孫四郎殿我等町内二貯賣渡世ニ御出被成候処其日殊之外熟醉仕前後有間敷難渋申掛其上商賣道具并ニ賣立錢共取掲隣家重吉方へ預ケ置候処今般貴殿より村役人中江御届被成既ニ御訴訟ニも可相成候処本心ニ立返り今更先非後悔仕全心得違之段幾重ニも申証無御座候依之組合中并重吉殿外人々を相頼御詫申入候所早速御承知被下千萬忝存候已後御世話内ハ格別外諸商人衆中江縱酒狂成共我殺成義決而致間敷候為後日證書一札入置仍而如件

当人 岩太郎  
組合 幾四郎

同  
世話人 重吉

天保四癸巳三月

喜兵衛殿

丑之助殿

定吉殿

御仲間衆中

一札之事

一秩父郡香具商人仲間之儀者 古来より五組ニ相限り無滞會合仕來り候処下吉田村与利各々方江相頼御世話被下候  
處此度皆野村小鹿野村般若村右三ヶ村江口相談ニ行届納得之上議定為取替今般私共村方江新規會合取立被下然ル  
上者相互ニ帳元世話□□(内カ)所者勿論外帳下与利申來り候共決而加入仕間舗候様議定書為取□候上者已後會合六組  
ニ取極相互ニ萬事及相談可申候然ル上者違變仕間敷候依之一同連印一札入置申候処為後證仍而如件

天保四癸巳年三月

下吉田村

帳元

久米藏

嘉右衛門代印

セハ人

軍五郎

印

同

武左衛門

印

同

嘉右衛門

印

野上村  
世話人  
同  
藤七殿

世話人

又右衛門殿  
藤七殿

皆野村 帳元 セ八人 同 口五郎 新九郎  
船若村 帳元 セ八人 同 吉之丞 幸兵衛  
小鹿野村 十兵衛代印 豊吉 幸兵衛代印  
帳元 セ八人 同 吉宗 吉  
鹿野五郎 重兵衛 七郎左衛門代印  
七郎左衛門代印 六兵衛 七郎左衛門代印  
七郎左衛門代印 六兵衛 七郎左衛門代印  
七郎左衛門代印 六兵衛 七郎左衛門代印

大宮郷

世話人 丑之助 殿

寅 吉 殿

J 乍恐以書付奉□願候

御領分秩父郡大宮郷割役松本宇兵衛組百姓茂十郎上影森村名主重次郎組百姓定七両人義農間旅籠屋渡世籠在致候處当月朔日當郡札所順禮十五人連之旅人定七方ニ致止宿右順禮之内茂十郎方存知之もの有之明晚同人方ニ泊宿可致旨申候ニ付翌二日其趣定七ム茂十郎方江相志らせ候處同人より召順禮迎之もの差出順禮往還ニ無之不順之道筋案内いたし□□去丑三月中順礼札所為筋村々宿屋其外共順礼之者江不実無之正□ニ渡世可仕旨嚴重被仰渡候處前条之始末ニ付御領分中札所別當惣代別所村明星院久那村久昌寺大宮郷□□□より茂十郎定七義右御趣意相背候旨申立御訴申上候所右當人被召出不埒之旨業御察當御吟味中茂十郎を手鎖町宿預ケ定七義者町宿止被仰付奉恐入相慎罷在致候處御糺明中心得違相弁私共江被□□御慈悲願上吳候様相歎候ニ付両人江今般之義承り糺候處茂十郎下男其郎順禮為筋茂不相弁途中ム不順之道致案内候義ニ而全茂十郎義歎慎を以迎えもの差出順禮之者引込止宿為致候處存ニ者無之候得共嚴重被仰渡候御趣意之筋者兼々召仕之もの共迄可申間置處今般之次第御趣意相背候ニ相当り此上於吟味奉請候上者申証無之奉恐入候旨申之定七義其郎止宿順禮之者申ニ任セ茂十郎方江通達いたし候義ニ而欲意之筋ニ者無之候得共茂十郎与互ニ□合通達いたし順礼之もの止宿為致候手段ニ相聞同様奉恐入候旨一同相歎候ニ付恐茂不顧歎願奉申上候向後者村役人組合共心付罷在召御趣意急度為相守可申候間此度之義者格別之御慈悲を以御□□被成下置候様一同連印を以奉願上候以上

嘉永七年寅四月

御代官所

上影森村	組合	組頭	林兵衛	茂十郎
久那村	組合	組頭	寅吉	
名主格	預人	和四郎		
大宮郷	願預人	伴平	貞七	
同	次郎	仁兵衛		
上田野村	名主席			
同				
三上				
同				
名主				
亀吉				
次郎				

K 差出申一札之事

一我等子分栄吉与申もの渡世之為御當鄉妙見祭市江罷越当月二日晚角屋覺藏殿方江參り止宿いたし度旨申候處老人旅殊ニ風俗も不宜様被見請□請候所大宮仲町松本左團次甥之由不都合之義申之其上不法之及始末候折柄廻り御役人中様江 御召捕ニ相成入牢被 仰付恐入右者全酒狂ニ而前後忘却仕不法之次第不相弁角藏殿方ニ聊意趣遺恨等無之候處右之及始末先非後悔之旨御歎罷在然ル處我等義渡世之為此節御當所江罷越居前書之趣業及驚入貴殿御領所江取締り其 御役所江御慈悲願之義相願候所早速歎願書御上ヶ被下候處御聞済ニ相成栄吉義貴殿御領所江御下ケ 我等江御引渡シ被下御厚志之段忝存候向後栄吉身分之義者我等引請急度為相慎可申候萬一其於御領分不法之義有之候ハハ我等早速罷越取締仕貴殿方江聊御厄介お掛申間敷候為後日一札差出候所如件

嘉永七年寅十一月

同郷  
寅吉殿  
啓助殿

雄太郎  
右安五郎宿  
大宮郷  
一札人 安五郎 ㊞

人間郡高尾村

大宮郷

右安五郎宿

一 郡中諸商人議定之事

一 御公儀様御法度之儀堅相守可申候事惣而仲間之儀者享保廿年卯十一月十六日御奉行 大岡越前守様江被召出御尋之上香具十三組与定候通尤三十年以前仲間一統相談定置諸商賣致來候所近來猥ニ相弛ミ不心得之者間々有之郡中騎立一統渡世向難波ニ相成候ニ付猶今般郡中帳元世話人一同大宮鄉江出會之上談合相定候趣意左之通

一 七味糖之儀者一會合壱人ニ限ル

一小間物之儀者其品ニ似寄候物ニ限ル

一 莓子賣之儀者似寄物ニ限ル

一 梨子柿青物之儀者其品ニ限ル

一 土物之儀者多其品ニ限ル

右之外品々數多候得共前書五品之通相心得喰氣煮賣等之儀茂一役ニ限ル定之外不似合品賣買仕間敷候旦又□物之儀者仲間一同難波ニ付相慎決而賣々不仕候筈若不心得之品買取候節者其村見世割世話人江談シ得指図賣々可仕候何物ニ不寄不心得之品者是亦世話人江承り賣捌可申相定之上者他所ム參り候友達ニ而茂郡中作法を申含メ商賣為致可申候尤遠國ム參り朋友与申来候共商ひ物持參不致候者ニ者附合決而致申間敷候然ル上者万事行違滯之儀出来候ハ其村世話人江掛り帳元江申達シ帳元同道ニ而大宮鄉寄場帳本江申出依枯無之様取斗事平和ニ相治メ一郡一□渡世向相成候様可仕相定之上者以來帳元ム其村々世話人江前文之通申渡小前銘々迄茂無失念恠与為申間心得違之者無之様致可申候右取極候上者市場宋場法會祭禮開帳之場所江商ひニ參り候節者其村世話人江一礼を演商賣太切ニ致仕舞次第仲間一統江及挨拶其最寄々江引別レ帰宅可致候前書之通相定商ひ先ニ而万一不法狼藉之族ニ出合門擲滯之儀出來之刻者入用雜費等相兼り候ハハ仲間一統ニ而出金致助力差支無之様取極候上者決而違變仕間敷

候然者一統致連印村々帳元江相断年々定日會合之序ニ而為讀聞可申候前來之趣意堅相守後来不相背模取極一札連印依而如件

安政三年辰三月日

再應

相改古來々郡中商人帳元年々考度宛致會合帳面附合仕来所天保四己年中出會帳面附合候處行達茂有之不相調其儘捨置候ニ付心得達之者有之郡中仲間差縫一同難儀仕候間去卯三月十三日大宮鄉會合江一郡帳元寄合相談行届先前之通會合相立候苦ニ而今般大宮江一同出會議定取究以後年々大宮江寄合帳面附合間違無之様可仕候右相定候上者一會合ニ式人宛業場見世割世話人相定新古之差別無之様一統相談上議定為取替仍而如件

野上村

帳元 七五郎 ㊞

同 甚兵衛 ㊞

世話人 七左衛門 ㊞

皆野村

帳元 紋五郎 ㊞

世話人 繁次郎 ㊞

吉田町

帳元 八郎兵衛 ㊞

代印古兵衛 ㊞

世話人 武左衛門 代印幸八

同 幸八 代印

般若村

帳元 宗吉 代印

世話人 幸兵衛 代印

同 政右衛門 代印

小鹿野村

帳元 六兵衛 代印

世話人 政吉 代印

同 小三郎 代印

前書之通相定相互ニ手前帳元之外連中仮令何様申来候共加入不仕候中能後來渡世向相成候様取極毛頭違却無御座  
候因茲致奥書村々帳元江相預ケ置候以上

大宮郷商人寄場

世話人 代吉 代印  
同 源七 代印

會日

毎年十一月十九日

帳元寅吉印  
後見丑之助印

### M 差出申御詫一札之事

一先般当七ヶ年以前御香具會合一件ニ付大湊村由五郎重々心得違之義有之候処私共義彼等ニ元付同意いたし候哉之旨御聽取ニ相成然ル處右一条之義野上村御世話人中様より御預り被成御深切之御セ話筋被成下候思召之處右等之廉ニ無相違前後忘却仕候者ニ相当リ皆野村御仲間中ヲ始メ郡中惣會合御仲間衆中与利御立腹ヲ受申開難相立今更先非後悔仕逸々思当り全ク是迄不心得之旨ヲ以左之御セ話人中江心置者相歎是非ニ今般之義茂御聞済被成下候様実々以歎ケ敷義嚴重ニ取繩り候處御聞取被下右之段手續ヲ以仲間御一統様江只管相歎御詫申上吳候處格別之御了簡ヲ以則御聞置被成下千萬忝奉存候然ル上者向後右躰之義心得違筋之義ハ勿論御一同様より私共身分少シたり共不都合之義有之察斗受且何様之御取斗預り候共聊毛頭御非分アバク存不申候以後為慎一札差出し申處依如件

文久元酉年

三月

下日野沢村

一札人 太四郎  
定 藏 印  
登三次 印

N 乍恐口上書以奉申上候

上金崎村  
日野沢村  
金澤村  
小柱村  
堀切村  
品澤村  
太田村

大宮郷

御帳元様

御世話人衆中様

野巻村 世話人 浪三郎 ㊞  
小鹿野村 世話人 源重郎 ㊞  
太田村 世話人 吉左衛門 ㊞  
太田村 世話人 ㊞

野卷村

今般奉願上候ハ右之村々小帳持ニ相被頼去ル丑年より内願申上置候仲間下日待一条之義猶亦当春ニ相成連中一統下拙方江相頼ミ是非之願意相立様大會合御帳本様江只管相頼可被下様申來り候ニ付彼是自儘存意重々奉恐入候得共何卒御威光以て右村々願意之通り下日待出来仲間一統安心仕候様御取斗成し下し被置候ハハ偏ニ廣大之御憐愍与一同難有仕合ニ奉存候以上

慶應二年

三月

右村々小帳持被頼

野卷村 波三郎

大宮郷

御帳本様

御會所

○（当村商人共不行届ニ付願書）

一□□上仕度暖和之節ニ相成候處御□家様御持□候勇ニ可被□御座候之由奉恐慎候然者□而者例年之通り當村會合之處御世話役様御來□被成下難有仕合ニ奉存候此段御厚礼奉申上候且亦當村生糸諸賣買も□□打開ケ進歩被成候ニ付隨而諸品も賣捌ケ可申哉ニ奉存候□而者先年中 御町方香具御仲間江対シ村方ニ心得違之者も有之不行届ニ被成中ニ者御人來差□候御方茂有之候哉村方商人共畢竟手□之義奉存候御一新以來追々諸所御仲間ニおいても

御出帳被成下御引立ニ預り幾千萬難有仕合ニ奉存候然而者御會合様方御一同御出帳被成下候様何卒御兩公様御□ヲ以先年当村商人共不行届之段御託可被成下候様伏而奉願入候何卒十三日ニ者残□各々様江御面會御託申上候間吳々茂御□心被成下外御會合村々□□御引立ニ預り候様御願意被成下度奉懇願候恐惶敬白

明治七年

□四月□日

皆野村

境屋政次郎印

茂与屋□松印

浅見屋作次郎印

中田屋□吉印

荒物屋藤八様  
祀壇屋相助様

大宮甲

荒物屋藤八様

紀野屋相助様

□下

皆野村  
商人共印

(包紙裏書)



小鹿野 鹿五郎

般若 惣吉

大宮寅次郎

同嘉兵衛

同源七

Q 乍恐以書付奉申上候  
松平下總守領分武州秩父郡大宮鄉百姓宗吉同庄右衛門同源七奉申上候今般私共江御尋之義有之ニ付早々可罷出旨  
御差紙頂戴奉恐入候ニ付早速出□□御届奉申上候 以上

右

武州秩父郡大宮鄉

百姓宗吉

同源七

庄右衛門

差出入

名主 宗左衛門

御奉行所様

〔補〕

△旧幕府引継書▽（国立国会図書館所蔵）

「雑件録」の内

香具師共人別取締方之儀ニ付奉伺候書付

駒井相模守

町奉行

御府内人別取締方之儀御沙汰有之候節香具師与唱候もの共儀者薬種蘭磨其外都而香具之類賣步行候渡世之もの前々數多有之候享保度大岡越前守町奉行之節糺之上商賣之色品を定旦唐物抜荷之類隱賣致候もの渡世先おるて見掛次第奉行所江注進可致旨等評定所おるて申渡候趣ニ御座候得共其節之旧記當時御役所ニ相見不申往古者右渡世之内々野童之類交り居候寛文度香具其外何ニ而も屋敷方を歩行商賣致候所髪有之もの書出可申旨之町觸并享保度京都仕入小間物香具商賣致候もの暖簾看板差出度旨願出候節々書留も有之旧来之渡世ニ而右者在々辺鄙迄も商賣致歩行候ニ付組廻り之もの召捕者等ニ付探索筋之用向申付候儀も時々有之候處多分身薄之ものニ候故中ニ者住所も不定身元不確之類立交り不取締ニ相聞候間石之内重立候もの共ニ取締申付御府内定住之もの勿論人別粉敷儀無之様相改名前留置縦令他国々入込候共猥ニ不相成様可申渡哉之段去ル戌年中先役石ヶ谷因幡守黒川近江守より大和守殿江伺之上重立候もの方へ人別帳為拵帳元申付右渡世致候もの帳面ニ為記置御府内定住之もの勿論他国々入込候とも身元出所等得与相糺聊粉敷儀無之様疑与人別相分不取締之儀無之様可致旨世話掛名主共江申渡其頃より香具師共之内重立候もの取締致罷在候処右渡世至而手広に而殊ニ者年来猥ニ相成居中ニ者承伏不致ものも有之取締回行届不申由然ル処町年寄喜多村又四郎方に而往古連雀座与唱立商人共を支配致候趣伝承致別名ニ者候得共同

業之儀ニ付香具師共之内重立候もの共ム同人方支配受度旨申出候趣を以又四郎ム連雀座再興之儀願出候間右取調候處連雀座之儀者関八州立商人共を連雀座与相唱又四郎先祖之もの共支配致銘々鑑札相渡役錢取立候儀□御免罷在慶安之頃迄座方連綿致其頃先祖之第喜多村文五郎与申もの江右座方株式相讓候處明曆度大火之節同人分焼失致候後ム何与なく中絶致居候當時者右商人共を一般ニ香具師与相唱候得共素々蓮雀座之内ニも相見候名目ニ而古來江戸ム諸国江旅稼致候商人共荷物弁利之□柳行李又者葛籠等江連雀を附背負參候故右躰ノ商致候ものを連雀商人与相唱候由ニ有之□ニ往古喜多村文五郎ム其頃相渡候鑑札今ニ下總國一郡成田村香具帳元吉兵衛儀所持致居候由ニハ候得共年古キ儀ニ而基本之留記ハ勿論連雀之名目付候書物ハ再應取調候得共相見不申中絶之儘累年済来候儀ニ者候得共此儘被差置是猥ニ相成人別不確成もの又ハ惡党もの立交候而も容易ニハ詮索も不行届先役共ム伺済申渡候趣も□□不申御取締筋不相立候間喜多村又四郎申上可 同人江取締方可被仰付哉ニ者候得共同人申立候連雀座ハ全累年中絶致候儀ニ而香具師共取締筋に而名目も違候儀ニ付町年寄共三人ニ而自責相立取扱役錢等取立候儀者不相成都而去ル戌年伺済由世話掛名主共江申渡候趣厚相心得此上一際嚴重ニ取締相立□□可致旨可申渡候哉此段奉伺候以上

卯月

井上信濃守

駒井相模守

書面連雀座再興之儀取調候處年古キ儀ニ而諸帳面ニ連雀座之名目付候書物ハ勿論慶安前々之書類再應取調候得共相見不申喜多村又四郎先代喜多村文五郎ム相渡候鑑札下總國(8) 郡成田村香具帳元吉兵衛儀所持致候由ニハ候得共別段基本之書物等も御役所ニ留記無之殊ニ申立之通被仰付候可身溥小前之もの共僅之元手錢ニ而賣薬等之渡

世致漸々其日を相當候中ニ而聊之賣得之内ム役錢等差出候様相成候而者一統及難儀不平を唱可申先ニ慶安之度ハ連雀之名目相立居候得共其後今ニ至迄中絕致居候聊而差支之筋も無之儀ニ付先も去ル戊年帳元共被仰付取締方致候姿ニ而被据置此度之申立者難有御沙汰段被仰渡候方可然哉ニも奉存候

### 三、おわりに

香具師とは露店商のことであり、別名テキヤとも称される。縁日や祭礼ではお馴染みの存在であるが、彼らの歴史的な背景や組織・活動の実態を体系的に探ることのできる記録類の報告は稀少である。<sup>(1)</sup>しかも、その僅かな資料のほとんどは由緒や系譜にまつわるものばかりであったため、いわゆる臘文書として扱われる傾向にあったことは否めない事実である。<sup>(2)</sup>

体系的に扱える資料が少ないという欠点は、研究・分析にとって決定的なダメージとなる。ここに香具師研究の進展が図れない大きな原因があるといつても過言ではないだろう。固定的な店を構えず路上やその他の場所でいわば刹那的に商うという、商いの基本的な形のひとつでありながら、しかも断片的にはさまざまな資料・場面等での存在が確認されるにもかかわらず、である。<sup>(3)</sup>

すなわち、こうした状況を少しでも打破するためにここで要求されることは、香具師の成立等にまつわる由緒書の類いではなく、彼らの生の動きを知ることができる、できるだけまとまった形の記録でなければならない。そういった意味からも、ここに報告した資料は、その目的に基本的に沿う性格を有しているものと考えられる。江戸期における、彼ら香具師の活動内容は実際にどういったものだったのか。そして、集団としての機能はどういうに發揮されていたのか。しかも、江戸という大都市、あるいはそれ以外の場所においてどのような立場にあったのか。本資料は、こうした未解決のままに残されている疑問点に、僅かながらも答えを引き出す手掛かりを与えてくれるものであろう。<sup>(4)</sup>

今後は、断片的な記録の分析も含め、さらに新たな資料の集積が待たれるところである。先入観に縛られすぎて、それが固定概念化しつつあるとさえ思われる香具師像。しかし、果たしてその実像はどうだったのか。厚いベール

が今、少しずつ取り除かれようとしている。

### 註

(1) 現在、秩父商業組合は、露店商組織のなかでも関東・東北・北海道を中心的一大勢力を誇る「寄居一家」の下部団体となっているため、地元の庭主（親分）としての権利は失っている。しかし、第二次大戦前までは、組合内の油屋・釜屋といった親分衆を中心とする組織体系が維持され、庭主としての機能も保持されていた。

(2) 「十三香具之沙汰」は、香具師世界の関東・関西に一巻ずつが伝わるという「十三香具虎之巻」という秘伝書に含まれるもののが代表的で、享保二〇年（一七三五）に時の江戸南町奉行大岡越前守忠相が江戸の香具連中を召集し、唐物抜荷、不法の諸業種売買取締りの一端を命じたうえで、さらに十三香具の内容を尋ね、問答の末その内容について沙汰した、という内容のものである。同様の資料はそれぞれ写しの体裁ではあるが、秩父郡内では野口家文書（皆野町誌 資料編一、昭和五五年）、新井家文書（荒川村誌 資料編、昭和五一年）、千島家文書（大滝村誌 資料編八、昭和五七年）のなかにみられる。さらに、秩父以外の例をあげれば、東京都調布市の野口家文書・加藤家文書にも同様の資料が含まれており、この由緒書による商い形態の権威付けが全国的規模で行なわれた可能性を示唆している。

また、秘伝書「十三香具虎之巻」は、東京による「露店に関する調査」（昭和七年）、藤田五郎「任侠百年史」（笠倉出版社、昭和五五年）に収録されたものが代表的である。

(3) 拙稿「秩父郡における近世後期の香具師集団」は、地方史研究協議会編「内陸の生活と文化」（雄山閣、昭和六一年）に所収。

(4) 近世後期に該当する資料全文については、昭和五九年三月、成城大学大学院に提出した修士論文「近世後期における香具師の動向－考察－秩父商業組合文書を基本資料として－」のなかで分析ならびに考察を行なった。その後、この論文の中

心部分を抜粋・補完するかたちで「秩父郡における近世後期の香具師集団」（註3参照）と題した考察を行なったが、当該資料の全文掲載には至らなかつた。しかしながら、本文に記したような当資料の性格については、基本的にそれを反映したかたちで、同稿のなかで内容分析を行なつてある。従つて考察内容全般に関しては、そちらを参照されたい。また、特に捷書・見世割りに関する資料分析については、拙稿「秩父祭の見世割」（『日本民俗文化体系』一四巻、小学館昭和六一年）がある。

(5) 和田信義「徳川時代の香具師の研究」「歴史公論」二巻八号～九号、昭和八年。吉永清「香具師の史的考察」「歴史学研究」三巻一号、昭和九年。

(6)

註2に記した東京都調布市の野口家文書・加藤家文書の他、群馬県境町の不流家文書などは彼らの実態を捉えるうえで比較的まとまつた資料と考えられる。調布市の両家文書に関しては、調布市郷土博物館が判読し解説を加えた資料「橋屋一家・十三番香具商人蛭子講捷書等の綴」「深大寺山野加藤家文書・十三番香具について」の他、拙稿「香具師」（『調布の民俗覚書』調布市、昭和六一年）および同「香具師・市・行商」（『調布市史・民俗編』調布市、昭和六三年）などがある。

(7)

拙稿「秩父郡における近世後期の香具師集団」（註3参照）二四八頁を参照されたい。

(8)

同右、二四八～二四九頁および二五一頁・二六一頁を参照されたい。

(9)

なお、これまでにも、香具師関連資料の分析に基づいた各種の論考があるが、これらについては拙稿（同右書）を参照されたい。

#### 〔附記〕

これまでの拙稿ならびに本資料報告作成にあたっては、資料を快くご提供いただいた秩父商業組合、ならびに秩父市立図書館に多大なご便宜を計つていただきました。ここに改めて厚く御礼申し上げる次第です。